

2022 年 12 月 7 日

経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
国土交通省
港湾局海洋・環境課 意見募集担当 御中

一般社団法人全国銀行協会

『秋田県八峰町及び能代市沖』、『秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖』、『新潟県村上市及び胎内市沖』、『長崎県西海市江島沖』海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案）」に対する意見について

2022 年 11 月 8 日付で意見募集が開始された『秋田県八峰町及び能代市沖』、『秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖』、『新潟県村上市及び胎内市沖』、『長崎県西海市江島沖』海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案）」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案）」に対する意見

#	頁	該当箇所	意見等
1. 公募占用指針（案）に対する意見			
1	5	第2章 公募対象とする事業の要件 (3) 供給価格等に関する事項について 1) 供給価格上限額	・技術的に問題がないことが確認された場合、ジャケット式以外の形態で建設することは公募要件を充足することになるのか。また、その場合も供給価格上限額は29円/kWhのままとなるのか。今後の技術革新や海底調査に伴い、施工方法が変更となる可能性もあると考える。
2	9	第2章 公募対象とする事業の要件 (5) その他留意すべき事項 ② 撤去費用の確保方法	・撤去費用を確保することについては賛同する。そのうえで、廃棄費用の確保方法についても明確にしていきたい。太陽光発電では、源泉徴収的な外部積立を原則とした具体的な積立制度が定められており、ファイナンスの組成においては重要な確認事項となっている。このため、洋上風力発電においても、検討段階から具体的な積立方法について議論していきたい。
3	47	第8章 選定事業者を選定するための評価の基準 全般	・前回の「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」および「千葉県銚子市沖」の促進区域における事業者の選定結果については、各配点項目に関する公募主体側の説明が必ずしも十分ではなかったことから、一部に憶測等が含まれる報道が多くあったと認識している。本公募の結果公表に際しては、採点結果ならびに各項目の評価に関する詳細説明を迅速に行えるよう準備していただきたい。

#	頁	該当箇所	意見等
4	50	第8章 選定事業者を選定するための評価の基準 (3) 評価の配点及び採点方法 ii) 事業実施体制・事業実施実績 評価区分「良好」	<ul style="list-style-type: none"> ・「公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの」とあるが、具体的にどのような点を評価するのか。例えば、リスクシナリオの複合ケースまで分析したもの、リスクシナリオ以外のケースまで検証したもの、リスクシナリオ内容を深掘し具体的なケースに落とし込んで分析したものなど、様々な分析手法が想定されるが、何を以て「優れている」と判断するのか。
5	52	第8章 選定事業者を選定するための評価の基準 (3) 評価の配点及び採点方法 iii) 資金・収支計画 評価区分「優れている」	<ul style="list-style-type: none"> ・「資金・収支計画」の評価区分のうち「優れている」の基準として、「③プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、(中略) 調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの」とあるが、コーポレートファイナンスの場合は①②のみでよく(調達先との検討結果は不要)、プロジェクトファイナンスの場合は①②③が求められるとの理解でよいか。他方で、「記載要領及び様式集(案)」60頁には「コーポレートファイナンスによる資金調達の場合、(中略) 調達先と検討した結果を合わせて(中略) 記載すること」とされており、この関係性・整合性を確認したい。 ・資金調達手法に関わらず調達先との協議は重要であり、また、資金調達方法により評価に差が出ることはないよういずれの場合も同様の基準としていただきたい。加えて、公募占用指針内において「自己資金による調達」と「コーポレートファイナンスによる調達」をどのように使い分けられているのかを記載していただきたい。 ・プロジェクトファイナンスとコーポレートファイナンスの場合に、それぞれの評価基準のどれが適用されるのかが必ずしも明確でない。また、資金調達手法そのものが評価の差異に繋がることは避けるべきである。

#	頁	該当箇所	意見等
6	52	第8章 選定事業者を選定するための評価の基準 (3) 評価の配点及び採点方法 iii) 資金・収支計画 評価区分「ミドルランナー」	<ul style="list-style-type: none"> ・「公募占用指針（案）」52頁においては「財務やテクニカルアドバイザー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」とされており、「記載要領及び様式集」55頁では「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡」を提示することとされているが、公募占用指針に合わせて様式集においても「財務・テクニカルアドバイザー等」と修正していただきたい。 ・また、この「証跡」とは、特段の様式・形式の指定はなく、財務・資金計画の妥当性の検討に関する経緯を説明する資料の提示や資金・収支計画の妥当性を検討したうえで金融機関から取得するLOIの提示で足りるものとしていただきたい。その観点で、「証跡」という表現を「検討・評価を行ったことの説明資料等」と修正していただきたい。 ・すべての事業者がファイナンシャルアドバイザーを起用しているわけではなく、原案の文言ではファイナンシャルアドバイザーの起用を実質的に義務付けてしまう恐れがある。また、証跡という表現の意味するところが曖昧な場合、適切な添付書類の判断が困難である。
7	52	第8章 選定事業者を選定するための評価の基準 (3) 評価の配点及び採点方法 iii) 資金・収支計画 評価区分「優れている」	<ul style="list-style-type: none"> ・「全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの」とあるが、資金調達先候補の融資金融機関からLOI以外に、事業計画やストレス分析に対する具体的なコメントやレターを受け取る必要はないという理解でよいか。
8	52	第8章 選定事業者を選定するための評価の基準 (3) 評価の配点及び採点方法 iii) 資金・収支計画 評価区分「良好」	<ul style="list-style-type: none"> ・「公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、相応に蓋然性の高いリスクが発現したケース」とあるが、公募占用指針で示されている感度分析シナリオの中で発現の蓋然性の高いシナリオでの分析が求められており、公募占用指針で示される感度分析シナリオ以外に別途「相応に蓋然性の高いリスク」を事業者側で設定し分析を行うことを指していないという理解でよいか。 ・また、「相応に蓋然性の高いリスク」は事業者自らが分析により判断するものであり、今後追加で公表されるものではないという理解でよいか。

#	頁	該当箇所	意見等
9	53	第8章 選定事業者を選定するための評価の基準 (3) 評価の配点及び採点方法 iii) 資金・収支計画 リスクシナリオ区分「故障や事故による稼働率低迷、出力抑制」	・他項目のように「感度分析」に関する規定、もしくは「評価に関する補足事項」に抑制率設定の過去のヒストリカルデータ等、目安となる参考値の記載があったほうがよいのではないか。具体的な抑制率を明記（設定）する必要はない一方、事業者が計画策定に当たってベースとなる参考値が必要だと考える。仮に資源エネルギー庁等の関係省庁で議論して挙げられている数値が公表等されている場合には、参考として提示があってもよいのではないか。
10	72	第9章 選定事業者の選定後に行う手続 (8) 公募占用計画の履行状況の報告について	・公募占有計画の履行状況の報告については賛同する。そのうえで、当該定期報告について、一般公開することを検討していただきたい。洋上風力発電は国内では注目度が高いエネルギー開発事業であり、「認定から工事期間中」にどのような事象が発生したのかを広く公示・共有することは今後の同事業の発展に大きく寄与するものとする。
11	103	(別添2-4) 長崎県西海市江島沖における協議会意見とりまとめ 3. 留意事項 (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について	・基金への出捐額の目安(発電設備出力×250×30)の提示はあるものの、実際の出捐額の多寡により評価基準に影響はあるのか。また、基金への払込時期も明確化していただきたい。目安額で算出した出捐額は相応な額になることからキャッシュフローを検討するうえで確認が必要となる。
2. 記載要領及び様式集(案)に対する意見			
1	61	3. 公募占用計画の受付時における提出書類 【様式3-1-6】別紙3：事業の資金計画・収支計画 (2). 未然防止策・リスク発現時の対策	・「記載要領及び様式集(案)」61頁では、財務的リスクの未然防止策・リスク発現時の対応策について証憑書類の添付が必要に応じて求められているが、「証憑」とはディスカッションペーパー等の検討経緯説明資料も含むものとしていただきたい。証憑という表現が押印済契約書といった正式な書面を想起させ、また、追加の資金調達や収入減少リスクなどの財務的リスクの対策は証憑がなじまないものも多い。

以上